

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

徳 島 県

第 1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

1 県東部地域

(1) 現況

徳島市・鳴門市・小松島市などの市街地の周囲に平坦な徳島平野の田畑が広がり、水稻、さつまいも、にんじん等の栽培が行われている。中山間地域では、山の傾斜を利用したみかん栽培や棚田が広がっている。

今後の課題として、中心市街地に近いところは、農家と非農家との混住化が進み、水路等の保全管理等の農用地の保全に関する取組に要する農業の担い手の負担を軽減することが課題である。

また、中山間地域においては、農業生産や定住等の条件不利地域であることから、農林業の振興に加え、耕作放棄地対策や鳥獣被害対策を図ることが課題である。

さらに、エコファーマー等環境保全に取り組む農業者の育成は図られているものの、その持続的な発展を図るためには点在する取組の面的拡大による産地化を図ることが課題である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、水路等の保全管理等を行うことにより農業の担い手の負担を軽減し、多面的機能の発揮の促進を図るため、1号事業を推進することとする。

また、中山間地域等の条件不利地域においては、耕作放棄地の発生を防止等し農用地を保全するために、2号事業で農業生産活動の継続的な実施を支援することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

さらに、環境保全効果の高い営農活動を地域ぐるみで実施し、自然環境の保全に資する農業生産活動に取り組み、その普及・定着を図るため、3号事業を推進することにより、多面的機能の促進を図ることとする。

2 県南部地域

(1) 現況

阿南市及び海部郡の平野部では、水稻を中心に栽培が行われており、那賀郡等の中山間地域では、ゆずなどの果樹栽培が主に行われている。

今後の課題として、市街地に近いところは、農家と非農家との混住化が進行していることから水路等の保全管理等の農用地の保全に関する取組に要する農業の担い手の負担を軽減することが課題である。

また、中山間地域においては、過疎・高齢化が進み、農業生産や定住等の条件不利地域であることから、農林業の振興に加え、耕作放棄地の発生防止や鳥獣被害対策を実施することが課題である。

さらに、エコファーマー等環境保全に取り組む農業者は水稻やゆずを中心

に育成は図られているものの、その持続的な発展を図るためには点在する取組の面的拡大による産地化を図ることが課題である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、水路等の保全管理等を行うことにより農業の担い手の負担を軽減し、多面的機能の発揮の促進を図るため、1号事業を推進することとする。

また、中山間地域等の条件不利地域においては、耕作放棄地の発生を防止等し農用地の保全を行うため、2号事業で農業生産活動の継続的な実施を支援することで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

さらに、環境保全効果の高い営農活動を地域ぐるみで実施し、自然環境の保全に資する農業生産活動に取り組み、その普及・定着を図るため、3号事業を推進することにより、多面的機能の促進を図ることとする。

3 県西部地域

(1) 現況

美馬市・三好市・つるぎ町・東みよし町の県西部は、吉野川の上流域に位置し、平野部は少なく、ほぼ全域が中山間地域になっており、山の斜面を利用した畑作やゆず、柿などの果樹栽培が行われている。

今後の課題として、市街地に近いところは、農家と非農家との混住化が進行していることから、農道やかんがい施設の保全管理等の農用地の保全に関する取組に要する担い手の負担を軽減することが課題である。

また、中山間地域においては、過疎・高齢化が進み、農業生産や定住等の条件不利地域であることから、耕作放棄地の発生を防止するとともに鳥獣被害対策等を実施することが課題である。

さらに、エコファーマー等環境保全に取り組む農業者はゆず等果樹を中心に育成は図られているものの、その持続的な発展を図るためには点在する取組の面的拡大による産地化を図ることが課題である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、水路等の保全管理等を行うことにより農業の担い手の負担を軽減し、多面的機能の発揮の促進を図るため、1号事業を推進することとする。

また、中山間地域等の条件不利地域においては、耕作放棄地の発生を防止等し農用地の保全を行うため、2号事業で農業生産活動の継続的な実施を支援することで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

さらに、環境保全効果の高い営農活動を地域ぐるみで実施し、自然環境の保全に資する農業生産活動に取り組み、その普及・定着を図るため、3号事業を推進することにより、多面的機能の促進を図ることとする。

第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施する、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。
- 2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本指針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たっては、各地域の自然的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、農業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定することとし、その際には、各市町村の実情に依じて、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めるものとするとしている。
- 3 本県においては、以上を踏まえ、多面的機能発揮促進事業を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町村の促進計画において、区域を設定するものとする。
- 4 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下「法」という。）第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から市町村内の利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

第3 促進計画の作成に関する事項

- 1 **促進計画の区域について**

促進計画の区域は、適当な縮尺の地図上又は該当する地番の土地を掲げることによってその範囲が特定できるように設定する。
- 2 **促進計画の目標について**

事業計画の期間を踏まえ、少なくとも、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。
- 3 **促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について**

法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町村において実施を促進する事業を記載する。
- 4 **重点区域の区域**

重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図上又は該当する地番の土地を掲げることによってその区域が明確となるように設定することとする。

- 5 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項**
市町村の判断により必要と認められる事項を記載する。

第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

1 第三者委員会による施策の点検及び効果の評価

法に基づく施策が計画的かつ効果的に実施されるよう、その点検及び効果の評価等を徳島県農林水産関係事業適正化委員会において行う。

2 本県における推進体制の整備に関する事項

(1) 法第3条第3項第1号に掲げる農業用排水路施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設に関する事業においては、関係機関の緊密な連携により、取組を推進することが必要である。

県、市町村、農業団体等により構成する推進組織を設置し、事業の推進を図ることとする。

(2) 法第3条第3項第2号に掲げる中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施を推進する事業においては、(1)の推進組織等を活用し、事業の推進を図ることとする。

(3) 法第3条第3項第3号に掲げる自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する事業においては、(1)の推進組織等を活用し、事業の推進を図ることとする。

3 関係者間における連携の確保

農業の有する多面的機能の発揮の促進については、県、市町村、推進組織、農業者団体及び地域住民や地域団体等が連携して情報共有や協議を行い、その連携に努めることとする。